

議長（竹島ユリ子君） 5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 竹島貴行です。

まず初めに、住民の皆さんからのご支援、ご支持をいただき、議員としての2期目をスタートすることができましたことを感謝し、住民の皆さんのご期待にこたえるべく精進していく決意であります。また、同僚議員の皆様及び当局関連の皆様にも、今後4年間、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、当村における住民の皆さんに提供されるサービスは施策に基づくものであり、その施策は計画に基づいて策定され、個々の計画は総合計画に沿った形で策定されるものであると思います。逆に樹木に例えて考えれば、総合計画という太い幹があり、その幹からさまざまな計画が太い枝として伸び出ており、その先に施策という小さい枝が伸び出ている。そして、その小枝にサービスという名の葉が茂り、舟橋村という一本の木になるのだと思います。その太い枝や小枝は生い茂った葉で見えにくく、住民の側からすれば、どのような枝があるのだろうか興味のあるところだと思います。中には枯れた枝もあるでしょう。どんどん太く成長している枝もあるでしょう。

そこで、住民の皆さんに実態を報告し、情報を共有することで、ともに住みよい地域づくりを考えることへつなげたいと考えている私の第1の質問です。

最近、当村では舟橋村総合計画後期基本計画、舟橋村障害福祉計画などが策定されました。現在においては、舟橋村に計画として遂行中のもの、またこれから遂行されるものはどれだけあるのでしょうか。その量と内容について具体的にご紹介をお願いいたします。これについては、総務課長によりよろしくお願い申し上げます。

次に、役所で取り扱われる文章の表現や住民が役所から受ける説明については、よく役所用語としてやゆされ、住民にとってわかりにくいことが多々あります。同じ文章でも、表現によって役所の見解と住民の解釈が食い違うことがあると思っているのは私だけかもしれませんが、そのような思いから、あえて質問させていただきます。

最近策定されました障害福祉計画では、基本理念を「地域でともに生き、ともに暮らす、心ふれあう舟橋村」とされ、基本目標を設定し、目標値を設定しながら目標の実現に向けて施策を推進しますと表現されています。非常にすばらしい表現であり、住民として将来に希望が持てる歓迎できる表現でもあります。

しかし、住民の側からは本当にそうなのか、本当に期待してよいのかと、反面疑心暗鬼が生ずることも多くあります。ほかの計画書も同様ですが、中に書かれている「進め

ます」「取り組みます」とか、「推進します」「目指します」「つなげていきます」「図ります」「行います」「努めます」という表現は、住民の側から計画書の見方及び解釈の仕方としてどれだけの実行性が期待できるものなのでしょうか。

住民の立場で考えると、実行すると言えば実行する、しないと言えばしないの二者択一の解釈になりがちです。村が作成した計画書の文章には、その背景にやってみないとわからないという含みがあるのではないかと考えてしまいます。

さきに言いました、進めます、取り組みます、推進します、目指します、つなげていきます、図ります、行いますという言葉は、正確に言うと、進めるよう努力します、取り組むよう努力します、推進するよう努力しますという、後に「努力します」という言葉がついているのではないかと思ってしまう。つまり、イエスかノーではなく、その間に中間部分があり、ファジーで雲をつかむような話になってしまいがちではないかということです。役所の文章の読み方はこのように読みなさいというものがあれば、村長、ぜひご教示お願い申し上げます。

次の質問に移ります。

舟橋村総合計画の基本構想に、「第3章 新しいむらづくり推進の重点プロジェクト」があります。その中の重点プロジェクト3に、「高齢者・障害者にやさしいバリアフリーの計画的なむらづくり」と明記されております。しかし、残念ながらここで明記されているバリアフリーという表現は、総合計画の前期・後期基本計画や施策の中には見受けられないのであります。

本来、基本構想に基づく計画であるなら、その思想は計画に反映されるのが当たり前であると私は考えます。多分思想は表現を変えて後期基本計画に盛り込まれているものと思い、後期基本計画書を見させていただきました。そして、高齢者・障害者にやさしいバリアフリーの計画的なむらづくりは、まちづくりの目標実現に向けた3本の柱の一つ、「いきいきと優しさあふれる 安全・安心の舟橋」の中に含まれているものと解釈しているところであります。

また、この「高齢者・障害者にやさしいバリアフリーの計画的なむらづくり」という表現を基本構想に明記しているからには、計画として、施策として、まちづくりにバリアフリーを取り入れてしかるべきであると考えています。後期基本計画の重点施策「快適性・安全性を目指した生活環境整備の推進」を具体的に煮詰めていけば、バリアフリーという表現が浮かび上がってくるかもしれませんが、お年寄りや子ども、障害者など

の弱者と言われる人たちにもやさしいまちづくりとして、村内環境のバリアフリー化を住民の皆さんにご理解とご協力をいただき、そして県などの関係機関の協力を引き出しながら、強力に押し進めてほしいと要望します。特に、歩道の段差解消及び一定幅の歩道の確保を行い、安心・安全に歩けるまちづくりを弱者の立場に立って一刻も早く実現していただくよう要望します。

後期基本計画は体系的にまとめられ、内容もわかりやすく書かれております。その中に総合計画を基軸とした新しい行政経営を実現するため、P D C Aのマネジメントサイクルを回すということが書かれております。つまり、計画を立て、それを実行する。そして、その結果を評価した上で改善につなげていく、これを順番にサイクルとして回していくという図であります。これは、当局が後期基本計画を推進していく上で、計画実現に向けてのやる気をアピールされているのだろうと評価しております。

平成13年に策定された基本構想のプロジェクト「高齢者・障害者にやさしいバリアフリーの計画的なむらづくり」が現在に至ってどれだけ実行されたのかの検証と、今後、このバリアフリー化の実現に当局がどう取り組んでいただけるのか、住民が希望を持てるような答弁を期待しております。

以上、私の質問とさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 総務課長 高畠宗明君。

総務課長（高畠宗明君） 5番竹島貴行議員の村の計画のご質問についてお答えいたします。

本村には、最上位計画に位置づけられます第3次総合計画があります。昨年度策定いたしました後期基本計画も含まれますが、この計画は本村の施策・事業の総括的な体系を示すものであります。

次に、舟橋村新行政改革大綱・集中改革プラン（平成18年3月策定）。

地方分権、三位一体改革における地方交付税・補助金の大幅な減額など、ますます厳しさを増す財政状況の中で、生活環境の整備や社会的サービスの充実を図るためには、行政のより一層簡素で効率的な行政体制の確立と住民参加型行政サービスの提供が不可欠です。このための今後5カ年の行政改革の取り組みを具体的に示したものであります。

続きまして、舟橋村障害福祉計画（平成18年度から平成23年度）。

障害者自立支援法に定めるサービスなどの必要量を的確に見込み、その提供体制の確

保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、村で障害のある方の地域での自立した暮らしを支援し、自立と共生の社会づくりを推進するものであります。

続きまして、次世代育成支援行動計画（平成17年度から平成21年度）

村でも子どもを安心して生み育てることができる社会を目指し、子育て支援や子どもたちの健全育成のために今後進めていくべき子育て支援施策の方向性や目標を定めたものであります。

続きまして、母子保健計画（平成14年度から平成18年度）

近年、核家族化、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化など、家庭や子どもを取り巻く環境が変化してきています。舟橋村では、宅地造成に伴い、乳幼児数が年々増加し、村全体の保育や子育て支援に対する関心がこれまで以上に高まっています。

そこで、村民の要望を把握した上で、母子の健全育成を支援することを基本目標に「みんな考え・実行～笑顔いっぱい 家庭と地域～」という、健康の視点からこの計画を策定しました。この計画は平成18年度で終わりのものですから、今年度は見直しの年であります。

続きまして、緑の基本計画（平成9年10月に策定）

都市における緑豊かな生活環境の形成に向けて、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であります。

続きまして、都市計画マスタープラン（平成15年7月策定）

望ましい都市像の明確化や適正な都市づくりの課題、それに対する整備などの方針を明示するものであります。

続きまして、農業振興地域整備計画（昭和48年度に策定）

農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、農用地の有効利用と農業生産基盤を計画的に推進するための基本的計画であります。

続いて、田園環境整備マスタープラン（平成17年度に策定）

土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が平成14年度以降の農業農村整備事業実施の基本原則となった。この基本原則を農業農村整備事業で実現し、農地、水路、集落が有機的つながりを有する農村地域において、食料の安定供給とともに自然と共生する環境を創造していくものであります。

最後に、酪農・肉用牛生産近代化計画。平成17年度から平成27年度まででございます。

酪農・肉用牛経営を改善し、畜産物の安定供給に資するための計画であります。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 5番竹島議員の質問にお答えいたします。

さきに総務課長のほうから、舟橋村の計画がどのようになっているのか、あるいはまたどのようなものがあるのか、その内容等を説明したところでございます。

私は、ご質問の趣旨であります計画書の中に表現されている文言について、私なりに理解している中で説明を申し上げたいと思っております。

舟橋村の総合計画をはじめとするそれぞれの計画書の中の表現には、ご指摘のとおり、「推進」とか「目指す」とかといろんな文言が使われているところでございます。ちょっとその文言のことを申し上げたいと思います。

「推進」ということにつきましては、何々体制の整備を推進しますと。また「目指す」ということになりますと、事業の向こう側にある形といいますか、具体的な目標数値へ向かう姿勢を表現する文言として使われておりまして、例文的には、人と野生鳥獣が共生できる自然環境の構築を目指しますというような記述をされております。また、「努めます」という表現は、住民の要望等に対して十分検討し、前向きに取り組む姿勢を表現する文言として使われております。例文といたしましては、何々者の雇用機会の拡大に努めますというふうに、いろいろとそれぞれの文言が使われておりまして、これは、そういった計画の中で使われる専門用語として受けていただければ結構かと、私はそのように理解しているわけでございます。

こういった言葉は、いずれにしても最後は計画があってもそれが実施されないということは何かと言いますと、基本計画から実施計画へ移って、これは年次計画とも言うわけでございますが、当該年度ごとの予算措置によってそれぞれの文言が具体化される、いわゆる議員が述べられた実行性に結ばれるということをご理解いただきたいわけでございます。

ですから、我が村のここの予算額が12億4万4,000円でございますけれども、その12億4万4,000円がどのような形で皆さん方の要望、あるいはまた計画の中で求められている施策としてどう予算づけがされているかということが関心事でなかろうかと、私はそういうふうに理解しているわけでございます。

そういうことで、ここの予算編成あるいはまたその後の議決を得たものを広報誌等

を通じまして、舟橋村の予算の内容を記事として流しておるわけでございます。まだまだ不足しているものがあるということは認識しておるわけでございますけれども、今後とも村民と一体となった行政を進める場合には、役場が何をやっているんだとか、皆さん方が求めていることはこういうふうを実現しているということをも具体化していかないと、私はうまくいかないのではないかと。

ですから、私も村政を預かりましてから2年数カ月になるわけでございますが、私自身もそういったことで自責を感じているわけでございまして、今後ともそういうことのないように、村民の方が舟橋村に住んでよかった、そしてまた今後とも住みたいというふうな熱き思いを実現していくのが行政を預かっている私ではないかというふうなことを思っているわけでございます。

そういうことを含めまして、次の質問にお答えしたいと思います。

次に、高齢者、障害者にやさしいバリアフリーの計画的まちづくりの取り組みでございまして。

平成13年度に策定いたしました第3次総合計画の中には、重点プロジェクトに位置づけ、小学校の身障者トイレの設置や中学校の手すりの設置、あるいはまた役場正面玄関の段差改修など、完全ではありませんけれども取り組んでまいった次第であります。

また、昨年度策定いたしました後期基本計画の中でも、「いきいきと優しさあふれる安全・安心の舟橋」の重点施策の中に位置づけしております。継続して取り組んでまいります。今後4年間の間で、村民の要望や前期計画の検証をもとに、先ほど竹島議員がおっしゃったようにP D C Aのごとく、計画、実施、評価、改善というふうなサイクルの経営的な感覚で、こういった諸問題に取り組んでまいるのが今日の行政運営でなかろうかと私も認識しておるわけでございます。今後とも、実施計画、そして年次計画をきちんと策定いたしまして、要望実現のために努力をしてまいりたいと考えております。

議員各位あるいはまた皆さん方からいろんなことを積極的にお聞かせいただければ幸いですと思っておるわけでございます。

今後とも、こういった姿勢で進めてまいりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。私の答弁にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。